

日本型直接支払制度の平成 30 年度予算決定額 77,190 (76,960) 百万円
(前年度予算)

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

1. 多面的機能支払交付金 48,401 (48,251) 百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全活動をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。



2. 中山間地域等直接支払交付金 26,340 (26,300) 百万円

中山間地域において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。



3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,450 (2,410) 百万円



農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

小規模集落の支援のための加算措置が始まります

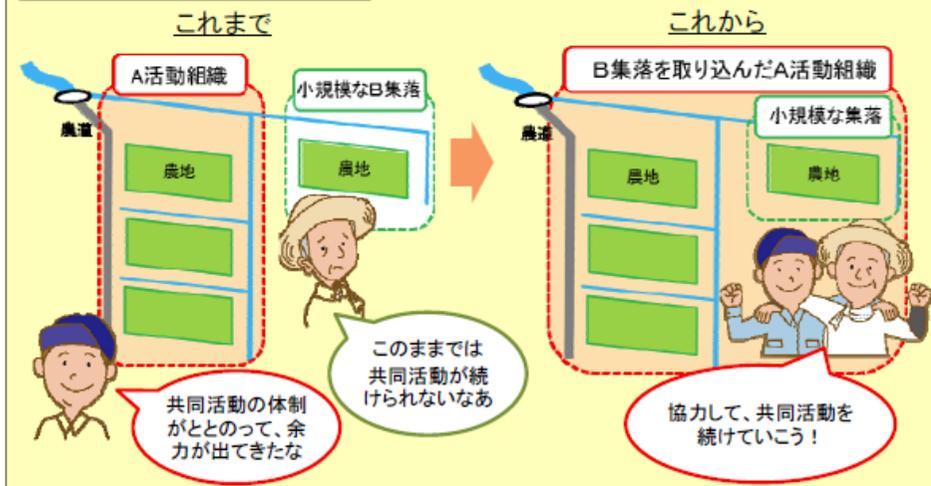
改正内容

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、新たに取込んだ農用地面積に応じて加算します。

効果

保全管理が困難な小規模集落において、共同活動に取り組みやすくなります。

小規模集落支援のイメージ



加算措置の交付単価

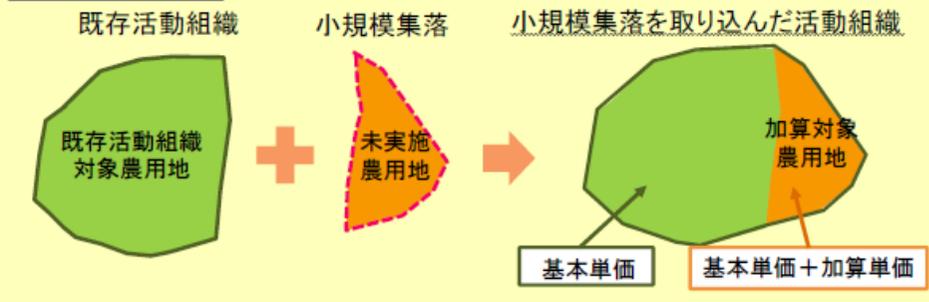
新たに取り込む小規模集落が保全管理する区域内の農用地面積に応じて、以下の加算単価によって加算します。

農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

なお、加算額は上限があります。
 ○ 1小規模集落あたりの加算上限額 20万円
 ○ 活動組織あたりの合計加算上限額 40万円

加算のイメージ



加算措置の適用を受ける条件

既存活動組織

多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織
※前年度に活動期間が終了し、本年度に事業計画の認定を受ける活動組織及び広域活動組織も適用されます。

既存活動組織は、小規模集落が保全管理する区域内の対象農用地を追加し、事業計画変更を行ってください。

小規模集落

以下の条件を満たす農業集落

- 総農家戸数が10戸以下
- これまでに、多面的機能支払(旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む)に取り組んだことがない

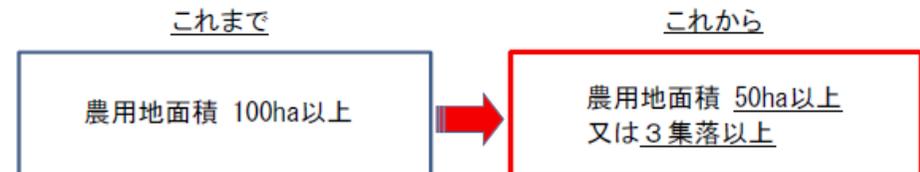
加算措置の適用期間

小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度まで適用されます。

広域活動組織の設立要件が一部緩和されます

中山間地域等における広域活動組織の設立要件

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和します。



※上記は都府県に適用

※都府県によって、広域活動組織の設立要件が異なる場合があります。

詳しい条件は最寄りの市町村等にお問合せください。